

令和4年度
社会福祉法人犬山市社会福祉協議会
事業計画



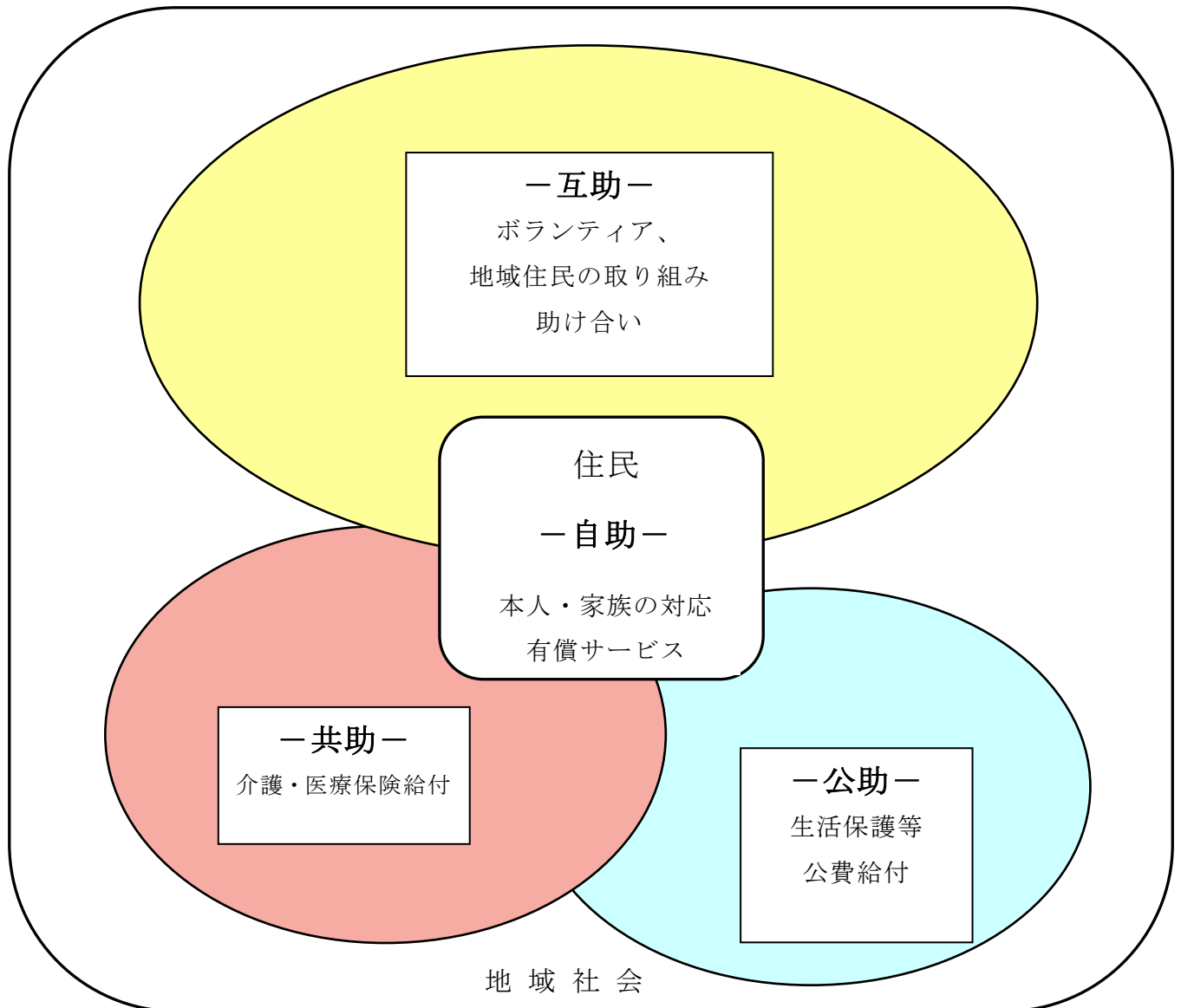
社会福祉協議会のシンボルマーク

社会福祉及び社協の「社」を図案化し、「手を取り合って明るい、
幸せな社会を建設する姿」を表現していて、全国の都道府県、
市区町村社協で共通のマークとして使用しています。

(昭和47年6月 全国社会福祉協議会 制定)

□地域福祉のイメージ図

地域福祉とは、住民が住み慣れた地域で生活していくための自助、互助、共助、公助のさまざまな支援による支え合いの仕組みづくりを目指す福祉活動をいいます。



□参考資料

犬山市人口	73,268 人 (73,665 人)	世帯数	31,497 世帯 (31,300 世帯)
高齢者人口	21,396 人 (21,346 人)	高齢化率	29.2% (29.0%)
介護保険要介護・要支援認定者数	3,309 人 (3,253 人)		
生活保護受給者	291 世帯 225 人 (237 世帯 304 人)	※年度平均	
身体障害者手帳保持者	2,404 人 (2,362 人)		
療育手帳保持者	597 人 (581 人)		
精神障害者保健福祉手帳保持者	741 人 (687 人)		
母子父子家庭医療費対象者数	962 人 (1,028 人)		

※令和 3 年 3 月 31 日又は令和 3 年 4 月 1 日現在 () 内は前年度数値

■基本方針

経済格差による貧困問題、家族や地域社会の絆の崩壊など、社会・経済情勢の変化に伴う諸課題への対応が求められている中、新型コロナウイルス感染症拡大は収束の兆しが未だ見えず、これまでの日常生活や地域福祉のあり方が一変し、つながりの希薄化や分断による孤立の拡がり、減収・失業による生活困窮状態の深刻化など、より一層複雑・多様化した福祉課題に対する適切な対応が求められています。

また、毎年のように全国各地で自然災害が相次いでおり、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震等を含む様々な災害に備え、平時から多様な連携を行うことができる体制の整備が不可欠です。加えて、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の基盤強化、福祉サービスを十分に提供可能な人材の確保・育成・定着、福祉サービスの質の確保や各種事業の見直しを行い、地域福祉を推進する中核的な組織として一層の体制強化を図ることも、喫緊の課題です。

一方、「超少子高齢・人口減少社会」「人生百年時代」といわれ、さらには、コロナ禍における「新しい生活様式」の実践が求められている今、誰もが「安心・安全・心豊かに暮らせる社会（持続可能で多様性と包摂性のある社会・地域共生社会）」が実感できるように、20年・30年先の社会の姿を見据えた活動に取り組む必要があります。

こうした中、本会の特性を活かして、市内の福祉関係機関・団体、ボランティア・市民活動団体の方々と連携・交流の更なる活性化に努め、昨年度、策定した「第1次発展強化計画」を柱として諸事業を実施するとともに、常に地域住民に寄り添った「温かみのある福祉の視点」に立ち、本会の基本理念である「「ふ」だんの・「く」らしを・「し」あわせに」の実現を図ります。

■重点推進事項

1. 誰もが地域で普通に暮らせるまちづくり

地域共生社会の実現に向けて、犬山市においても地域福祉計画の策定や重層的な支援体制の整備が進められる中、本会も地域における包括的な支援体制づくりにおいて中核的な役割を果たすことができるよう、「第1次発展強化計画」を柱として諸事業の見直しを図るとともに、専門性を有した職員の確保と育成に努め、地域福祉の基盤強化に向けて取り組めます。

また、住民が地域の福祉課題を「我が事」として認識し、主体的に支え合いの仕組みを構築できるよう、団塊世代、大学生、青少年等に対するボランティア・市民活動への参加や企業等の社会貢献活動の促進、地域・学校・社協との連携による福祉教育を一層支援します。

2. 包括的な支援体制整備への取り組み

地域の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各支援機関との連携と支援にあたる職員への高いスキルが求められています。

本会は、誰もが安心して地域で暮らしていけるよう「障害者基幹相談支援センター」を中心に、多種多様なニーズに応えるため、専門性を有した職員の確保と育成に努め、包括的な支援体制の整備を図ります。

また、本会が行っている在宅福祉サービスについても、利用者ニーズにより一層応えられるよう充実を図ります。

3. 経営強化と働き方改革への取り組み

地域福祉を推進する中核的な組織として、本会が信頼される法人組織の運営を図るため、法人組織の内部管理体制の一層の強化に取り組み、業務の効果的・効率的かつ適正な遂行を図ります。

また、計画的な人材育成を行い、職員の福祉に関する専門性とコンプライアンス意識の向上を図るとともに、職員が安心して働き続けられる職場づくりに努めるため、風通しの良い組織となるよう見直しを図るとともに、職員のワークライフバランスを推進します。

■社会福祉事業（サービス区分別による）

※本年度総予算額 186,732 千円 前年度 155,480 千円

1. 法人運営事業（本年度予算額 36,180 千円 前年度 42,497 千円）

□法人運営事業

事業名等	内 容
(1) 正副会長会の開催	<p>理事の中から選定された会長、副会長が法人の経営に関する重要事項について、協議を行い基本方針を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1 名、副会長 2 名
(2) 理事会の開催	<p>法人の業務執行に関する意思決定機関として、法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、会長及び副会長の選定及び解職を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事（13 名以上 16 名以内） <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の福祉関係者 (2) ボランティア活動を行う団体の代表者 (3) 社会福祉事業を経営する団体の役職員 (4) 社会福祉事業について学識経験を有する者 (5) 関係行政機関の職員
(3) 評議員会の開催	<p>法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関としての議決機関として、定款の変更、理事・監事の選任及び解任、事業計画・予算、事業報告・決算等の承認、決議等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議員（18 名以上 23 名以内） <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の福祉関係者 (2) 地域の経済団体の代表者 (3) 社会福祉に関する活動を行う団体の代表者 (4) 社会福祉事業を経営する団体の役職員 (5) 社会福祉に関する学識経験者 (6) 社会福祉法人職員の経験者
(4) 監査の実施	<p>法人の健全経営と透明性を図るため監事による事業報告、決算内容等の年 1 回の監査を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事（3 名以内） <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の福祉関係者 (2) 社会福祉事業について学識経験を有する者 (3) 財務管理について学識経験を有する者

(5) 評議員選任・解任委員会の開催	<p>理事会において推薦を受けた評議員候補者について、適否を判断し選任を行います。また、理事会により解任の提案を受けた評議員について、適否を判断し解任を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選任・解任委員 5名（外部委員3名、監事1名、事務局員1名）
(6) 財務諸表、現況報告書等の公表	<p>法人事業運営の透明性の向上を図るため、財務諸表、現況報告書等を公表します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表等電子開示システム及びホームページでの公表
(7) 会員募集	<p>住民による「福祉のまちづくり」への間接参加、社協の運営、自主事業の実施の為に社協支部の協力を得て会員募集を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般会員 会費 500円 ・特別会員 " 2,000円 ・法人会員 " 3,000円 ・施設会員 " 2,000円
(8) ホームページの公開、情報提供	<p>ホームページにより、広い世代に向けて社協や各種事業について情報提供を行います。また、随時更新を行い、最新情報の提供をしていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページアドレス http://inuyama-welfare.net/
(9) 人材育成	<p>組織力の向上、職員のスキル・意識の向上のため、内部研修や県社協等が開催する外部研修に積極的に参加します。また、業務に必要な資格取得を奨励するため、職員の資格取得、更新について支援を行います。</p>
(10) 関係機関とのネットワーク	<p>関係機関の開催する会議に参加し、市民の声を聴くとともに共に協働して課題に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員協議会、ボランティア連絡協議会、社協支部 等
(11) 民間助成等の情報提供	<p>施設・ボランティア団体等への情報提供、及び申請があった場合の推薦書の交付を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命保険協会、宝くじ助成、車両競技公益資金記念財団、日本財団等

2. 地域福祉推進事業（本年度予算額 6,705 千円 前年度 6,238 千円）

□地域福祉事業【R4 予算 6,613 千円】

事業名等	内 容
(1) 社協支部の設置と活動支援	<p>民生児童委員、町会長などで構成される市内6地区に社協支部を設け、社協活動への住民参加として会員募集や共同募金運動を進めていただくとともに、支部の自主的な取り組みによる身近な地域での住民相互の福祉活動を支援していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部独自事業 まちなか茶論、青色パトローカーによる防犯交通安全運動、高齢者世帯配食サービス、クオリティ交流会 等 <p style="text-align: right;">【R4 予算 3,022 千円】</p>
(2) ふれあいサロンへの支援	<p>地域でのつながりづくりのために、住民が自ら取り組む、仲間づくりや異世代交流を目的とする「つどいの場」の開設を支援していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催1回あたり1,000円を助成(上限48,000円) ・ 新規立上げ費用15,000円を助成 <p style="text-align: right;">【R4 予算 1,350 千円】</p>
(3) 福祉車両の貸出し	<p>歩行の困難な車いす利用者等の通院、買物、旅行など外出・社会参加の支援の為に福祉車両を貸出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7人乗りリフトアップ車両 1台 ・ 3人乗り車いすスロープ車両 1台 ・ 無料(4日間以内)、燃料費利用者負担(10キロ/100円) <p style="text-align: right;">【R4 予算 582 千円】</p>
(4) 車いすの貸出し	<p>ケガや病気で歩行が困難な在宅で暮らす高齢者等で一時的に車いすが必要な方に車いすを貸出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無料(3ヵ月間を上限) <p style="text-align: right;">【R4 予算 100 千円】</p>
(5) ビデオプロジェクター、スクリーンの貸出し	<p>ボランティア団体等の研修やイベントに活用できるビデオプロジェクター、スクリーンを貸出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無料
(6) 綿菓子機、ポップコーン機の貸出し	<p>町内会、子ども会、ボランティア団体、福祉団体等が開催する非営利のイベントに活用できる機材を貸出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無料

(7) 広報紙「社協だより」の発行	地域福祉に関する情報発信と社協の活動内容について、市広報紙との同時配付により市民に周知を図ります。 ・年3回(7・10・2月) 26,800部発行 【R4 予算 1,200 千円】
(8) 「秋桜健康福祉まつり」の開催	市内の福祉・ボランティア団体や福祉施設と協力してイベントを開催し、広く市民の参加を得て、福祉に対する理解を深めます。 ○市民健康館自主事業実行委員会と共催 【R4 予算 300 千円】

□心配ごと相談事業【R4 予算 92 千円】

事業名等	内 容
(1) 心配ごと相談	困り事や心配ごとを身近な人に話せずに悩んでいる方の為に、相談の場を開いています。また相談内容に応じて専門相談や関係機関につなげていきます。 ・毎月第1木曜日、13:00~16:00、相談員5名

3. ボランティア活動支援事業（本年度予算額 8,171 千円 前年度 3,641 千円）

□ボランティアセンター事業【R4 予算 5,832 千円】

事業名等	内 容
(1) ボランティア保険の加入促進	安心してボランティア活動をおこなっていくためにボランティア保険制度の周知と加入を進めていきます。 ・保険料 活動保険（年間）基本プラン 250~350 円 天災プラン 400~600 円 行事保険（1日）30 円/人~265 円/人
(2) ボランティア団体・個人の登録	ボランティア活動をしている団体と個人の活動を把握し、活動調整や情報提供などを行います。
(3) ボランティアセンターだよりの発行	ボランティアセンター情報「社協だより」内に掲載し、ボランティア活動に関する情報や講座・行事の開催を市民に周知します。 ・年3回発行 【R4 予算 200 千円】

(4) ボランティア 相談員の配置	専任相談員を配置し、ボランティア活動を希望する人と依頼したい人の調整や相談を行います。 ・ 毎月第1・第3月曜日、10:00~12:00 【R4 予算 54 千円】
(5) 西尾張ブロック ボランティアフェスティバル の開催	西尾張の14市町村のボランティアが一堂に会し、交流、活動紹介や市民への活動啓発を行うイベントにボランティア連絡協議会のメンバーとともに参加します。 ・ 開催市 江南市 【R4 予算 25 千円】

□ボランティア育成事業【R4 予算 2,339 千円】

事業名等	内 容
(1) 手話講座の開催	手話の普及とボランティアの育成を行います。 ○市受託事業（意思疎通支援事業） 【R4 予算 182 千円】
(2) 要約筆記講座の 開催	要約筆記の普及とボランティアの育成を行います。 ○市受託事業（意思疎通支援事業） 【R4 予算 203 千円】
(3) 視覚障がい者 支援ボランティ ア講座の開催	目の不自由な方の外出支援や日常生活を支援するためのガイドヘルプや点訳、音訳ボランティアの育成を行います。 ○市受託事業（意思疎通支援事業） 【R4 予算 150 千円】
(4) 防災人材育成講 座の開催	地域で防災・減災を推進する社会をつくるため、防災ボランティアの育成を行います。 ○市と共催 【R4 予算 73 千円】
(5) 夏休み福祉体験 学習の実施	市内小中学校の児童・生徒を対象に、福祉について理解するきっかけづくりの為、夏休みを利用して福祉施設での体験学習を行います。 ・ 体験福祉施設 子ども未来園、児童センター、高齢者施設、障がい者施設等 【R4 予算 180 千円】

(6) ボランティア 連絡協議会への 活動支援	ボランティアのネットワークを作り、活動の場を広げるために相互 交流、情報交換や研修会を行うボランティア連絡協議会の活動支援 とボランティア集いの開催支援を行います。 【R4 予算 800 千円】
(7) ボランティア団 体への活動支援	ボランティアセンターに登録しているボランティア団体を対象と して、活動実績に応じて助成を行います。 【R4 予算 750 千円】

4. 共同募金配分金事業(本年度予算額 11,807 千円 前年度予算額 12,986 千円)

□一般募金配分金事業【R4 予算 6,675 千円】

事業名等	内 容
(1)95 歳敬老 記念品の贈呈	満 95 歳の高齢者を対象に、ご長寿をお祝いして、記念品を贈呈し ます。 【R4 予算 491 千円】
(2)初めて出会う 絵本プレゼント	生後 5 か月児を対象に、読み聞かせを通じた保護者とのふれあいや 読書のきっかけづくりのため絵本 (2 冊) をプレゼントします。 【R4 予算 500 千円】
(3) 修学旅行支度金 の助成	生活保護等低所得世帯及び母子父子家庭医療費を受給している児 童・生徒を対象に一生の思い出となる修学旅行の参加を支援しま す。 ・助成額 小学生 10,000 円、中学生 15,000 円、高校生 20,000 円 【R4 予算 2,040 千円】
(4)手押し車(シル バーカー)購入費 一部助成	歩行の不安定な 65 歳以上の高齢者の外出支援の為に、手押し車(シ ルバーカー)の購入を助成します。 ・定額 5,000 円 【R4 予算 500 千円】
(5)車いす購入費一 部助成	介護保険や障害者福祉サービスの対象に当てはまらない方が車い すを購入する場合に助成を行います。 ・定額 8,000 円 【R4 予算 80 千円】

(6) 弁護士による法律相談	<p>相続や離婚などの事案について、弁護士が法的なアドバイスを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月第1木曜日、9:00~12:00(無料) <p style="text-align: right;">【R4 予算 287 千円】</p>
(7) 「福祉実践教室」の開催	<p>福祉教育として、市内小中学校の児童・生徒を対象に障がい者による講話や車いす、手話、点字、要約筆記、盲導犬、ガイドヘルプ等の体験をボランティアの協力を得て行います。</p> <p style="text-align: right;">【R4 予算 500 千円】</p>
(8) 災害見舞金支給	<p>地震、暴風雨等の自然災害や火災により、家屋に被害に遭った被災者へ見舞金を贈ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋全壊 30,000 円、家屋半壊 15,000 円、床上浸水 10,000 円 <p style="text-align: right;">【R4 予算 60 千円】</p>
(9) 生活困窮者支援資金の貸付	<p>日々の生活に一時的に困っている生活困窮者に資金貸付を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付上限額 30,000 円、無利子、据置期間 3 ヶ月 <p style="text-align: right;">【R4 予算 300 千円】</p>
(10) 法外援護の実施	<p>資金貸付の要件を満たさず、日々の食費に困るような生活困窮者や行旅困窮者に援護金を支給します。</p> <p>また、緊急に食糧支援が必要な場合に提携しているフードバンクに要請して食糧支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給額 生活費、最小限の旅費など（最高 10,000 円） ・ 食糧支援 3 週間分相当の食糧を支給（送料 1 回 2,500 円を負担、1 人 3 回まで） <p style="text-align: right;">【R4 予算 270 千円】</p>
(11) 子どもの遊び場遊具の助成	<p>町内管理の遊び場の遊具等の修理費を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修理費の 3/4 以内（上限 100,000 円） <p style="text-align: right;">【R4 予算 100 千円】</p>
(12) 福祉団体への活動支援	<p>地域福祉を推進する福祉団体の活動に対し助成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生児童委員協議会、身体障害者福祉協会、更生保護女性会、心身障害児(者)父母の会、尾北地区聴覚障害者福祉協会、単位子ども会、市子供会育成連絡協議会、しらゆり会 <p style="text-align: right;">【R4 予算 1,430 千円】</p>

(13)社協だより「共同募金」の特集	赤い羽根共同募金運動の啓発の為、その趣旨や使いみちについて周知するために社協広報紙に特集して掲載します。 ・年1回(10月発行) 【R4 予算 200 千円】
--------------------	---

□歳末たすけあい配分金事業【R4 予算 5,132 千円】

事業名等	内 容
(1) 歳末慰問金品の贈呈	低所得者、母子世帯、障がい者及び施設入所者等に慰問金(品)を贈ります。 対象者・施設(令和3年実績) ・生活保護世帯の18歳以下の子供(5,000円) ・準要保護世帯の児童生徒(5,000円) ・特別障害者手当等受給者(3,000円) ・母子生活支援施設入所者(3,000円+子供の数×1,000円) ・市内児童養護施設、障害者施設入所者(3,000円) ・市内介護老人施設、乳児院(20,000円) ・援護寮(慰問品1人1,200円相当) ・市外福祉施設入所者(3,000円) ・東日本大震災による避難世帯(3,000円+2人目以降世帯員×1,000円) 【R4 予算 3,881 千円】
(2) 子ども会交流事業の実施	地域の多世代交流を促進するため、子ども会が主催する行事等で、その地域の高齢者も参加して開催する交流会等に対し助成をします。 ・助成額 参加者1人につき300円(食事提供がある場合は500円) ※上限額 50,000円 【R4 予算 250 千円】

(3) 福祉団体の実施する事業への助成	<p>福祉団体が開催する行事に対し助成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ連合会「スポーツ大会」 ・心身障害（児）者父母の会「クリスマス会」 ・身体障害者福祉協会「ふれあいクロリティ大会」 ・母子寡婦福祉会「入進学児童激励会」 ・保護司会「社会を明るくする運動」 ・尾北地区聴覚障害者福祉協会 「第41回耳の日記念聴覚障害者と県民のつどい」 <p style="text-align: right;">【R4 予算 470 千円】</p>
(4) 声の広報	<p>視覚障がい者に「広報いぬやま」「社協だより」等を音読した録音CDを配付します。</p> <p style="text-align: right;">【R4 予算 160 千円】</p>
(5) おもちゃ図書館、おもちゃ病院	<p>おもちゃの貸出しを行う「おもちゃ図書館ポニーの部屋」とおもちゃの修理をおこなう「おもちゃ病院ポニー」をボランティアの協力を得て開設します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設日 毎週水曜日 10:00～15:00、第1・3土曜日 10:00～12:00 ・場 所 城東第2子ども未来園 <p style="text-align: right;">【R4 予算 350 千円】</p>
(6) こころの居場所「はなみずき」への支援	<p>精神障がい、ひきこもり等で日頃、他者との交流の少ない方が自由に出入りし、語らいができる場所を設け、同じ立場の人やボランティアとのかかわりにより孤立感の解消や精神的な安定を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 毎月第3月曜日 13:30～15:00 ・場 所 余遊亭 ・利用料 100 円 <p style="text-align: right;">【R4 予算 21 千円】</p>

5. 訪問介護事業（本年度予算額 27,477 千円 前年度 22,608 千円）

□訪問介護事業

事業名等	内 容
(1) 訪問介護	<p>要介護認定を受けた方を対象として、その方の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活援助及び身体介護などの援助を行います。○介護保険法</p>

(2) 介護予防訪問介護	要支援認定相当の方に調理、買物、掃除等の生活援助を行います。 ○日常生活支援総合事業
(3) 介護保険適用外ヘルパー事業	介護保険適用外の通院の付き添いや家事援助等のサービスを行います。 ○自主事業
(4) 家事育児ヘルパー事業	多子・多胎家庭や多胎妊婦等の家事の負担軽減を図るため、家事や育児の支援を行います。 ○市受託事業（多子多胎世帯養育支援事業）
(5) ヘルパー研修	事業所のヘルパー全員を対象にして、ヘルパーの資質向上と質の高い均一なサービス提供をめざして研修を行います。 ・毎月1回開催 ・主な内容 困難事例のケース検討、介護食の調理実習等
(6) 介護講座	地域や団体等からの要請に応じ、介護の手法や介護用品の使用方法などヘルパーによる講習を行います。 ・随時

□障がい者居宅介護事業

事業名等	内 容
(1) 居宅介護	障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、家事援助や身体介護、生活上の相談及び通院時の介助など生活全般にわたる援助を行います。 ○障害者総合支援法
(2) 同行援護	視覚障がい者で、移動に著しい困難がある方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護等の支援を行います。 ○障害者総合支援法
(3) 移動支援	屋外での移動が困難な障がい者(児)が充実した日常生活を営むことができるよう、社会生活に不可欠な外出や社会参加のための外出時の援助を行います。 ○地域生活支援事業

6. 相談支援事業（本年度予算額 42,667 千円 前年度 33,035 千円）

□障害者基幹相談支援センター事業

事業名等	内 容
(1) 基幹相談支援センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的、専門的な相談支援 ・ 地域の相談支援体制の強化の取組み ・ 地域移行、地域定着の促進の取組み ・ 権利擁護、虐待防止の取組み ・ 障害者自立支援協議会の運営 等 ・ 市福祉課内に設置 <p>○市受託事業</p>

□障がい者地域相談支援センター事業

事業名等	内 容
(1) 一般相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行支援 精神病院、入所施設等を利用する 18 歳以上の者を対象として地域生活への移行支援を行います。 ・ 地域定着支援 居宅において単身で生活を始めた障がい者等を対象に必要な支援を行います。 <p>○障害者総合支援法</p>
(2) 特定相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談支援 障がい者からの相談に応じ、サービス事業者等との連絡調整を実施し、福祉サービスを利用する為の計画の作成や利用状況の検証をします。 <p>○障害者総合支援法</p>
(3) 障がい児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談支援 障がい児からの相談に応じ、サービス事業者等との連絡調整を実施し、福祉サービスを利用する為計画の作成や利用状況の検証をします。 <p>○障害者総合支援法</p>

□日常生活自立支援事業

事業名等	内 容
(1)日常生活自立支援の実施	<p>高齢者や障がい者等で判断能力に不安があり、自己選択・決定の難しい方の在宅での生活を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、重要書類等の預かりサービス ・本人の意思による契約を経て実施 ・利用料 1,200円／回、250円／月（預かり料） <p>○県社協受託事業</p>

7. 高齢福祉推進事業（本年度予算額 26,694千円 前年度 33,422千円）

□老人クラブ連合会指導員派遣事業【R4 予算 1,874千円】

事業名等	内 容
(1)老人クラブ指導員の配置	<p>高齢者の社会参加促進のための単位老人クラブの育成、指導及び市老人クラブ連合会の行事や活動の相談・指導、事務を行います。</p> <p>○市受託事業</p>

□いきがいサロン事業【R4 予算 23,400千円】

事業名等	内 容
(1)いきがいサロンの経営	<p>運動機能や認知機能が低下しつつある要支援認定相当の高齢者を対象に、通所により絵手紙、俳句・川柳、大正琴などのレクリエーションや介護予防体操などを行い、利用者の心身機能維持と改善に努め、自立した生活を継続していただけるよう支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日時 月、火、水及び金曜日 10:30～15:00 ・開設場所 市福祉活動センター <p>○日常生活支援総合事業</p>

□敬老事業【R4 予算 1,420千円】

事業名等	内 容
(1)「75歳のつどい」の開催	<p>75歳の高齢者を対象につどいを開催し、これまでの労をアトラクションと記念品の贈呈によりねぎらい、敬老のお祝いをします。</p> <p>○市受託事業</p>

8. 資金貸付事業（本年度予算額 6,700 千円 前年度 1,022 千円）

□生活福祉資金貸付事業【R4 予算 6,242 千円】

事業名等	内 容
(1) 福祉費	<p>自立した日常生活をおくることができるよう一時的に必要な生業、技能修得、住宅改修、障がい者用自動車の購入、療養、冠婚葬祭等にかかる費用を貸付けします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 償還期間 3～20 年 ・ 貸付利子 連帯保証人有 無利子、無 年 1.5%
(2) 緊急小口資金	<p>緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に立替的に少額の経費を貸付けします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付限度 10 万円以内 ・ 償還期間 8 か月以内 ・ 貸付利子 無利子 ・ 保証人 不要
(3) 教育支援資金	<p>学校教育法に規定する高校、短大、大学、専修学校に修学するための費用と、入学に際し必要な費用を貸付けします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 償還期間 20 年以内 ・ 貸付利子 無利子 ・ 保証人 不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
(4) 不動産担保型生活支援資金	<p>現在居住している自己所有の住居に、将来にわたって住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、その建物、土地を担保として生活資金を貸付けします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付対象 不動産評価額 1,500 万円以上 ※マンションは非該当 不動産に賃借権、抵当権の設定無、単独又は同居の配偶者との共有等の諸条件あり ・ 貸付限度 土地評価額の 70% ・ 償還期限 終了時に一括償還 ・ 貸付利子 3%又は長期プライムレート利率 ・ 連帯保証 推定相続人から 1 名

<p>(5) 要保護世帯向け 不動産担保型生 活支援資金</p>	<p>不動産を保有する要保護状態の高齢者世帯に対し、不動産を担保に生活資金を貸付し、世帯の自立支援や生活保護制度の適正化に寄与します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象 不動産評価額概ね 500 万円以上（※集合住宅含む）、保護実施機関が認める世帯
<p>(6) 総合支援資金</p>	<p>失業等による日常生活の困窮や生活の立直しのために、一時的な資金貸付をすることで解決・自立できる世帯に、自立支援機関やハローワーク等と連携し、生活費等を貸付けします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援費 就職して生活再建する間の生活費 貸付限度 単身月額 15 万円以内、複数月額 20 万円以内 貸付期間 最長 12 カ月以内 ・住宅入居費 住宅手当緊急特別措置事業の住宅手当対象者に賃貸契約を結ぶために必要な費用 貸付限度 40 万円以内 ・一時生活再建費 生活を再建するための一時的な日常生活費で賄えない費用 貸付限度 60 万円以内 ・償還期間 最大 20 年内 ・貸付利子 連帯保証人有 無利子、無 年 1.5%
<p>(7) 臨時特例つなぎ 資金</p>	<p>生活保護や住宅手当などの受給が決定している者に、手当等の給付までの間の生活費を貸付けします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度 10 万円以内、無利子

□くらし資金貸付事業【R4 予算 458 千円】

事業名等	内 容
<p>(1) くらし資金</p>	<p>不時の出費等の為に、日々の暮らしの維持が困難になった低所得世帯に対し、必要な生活費等のつなぎ資金を貸付けします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度 10 万円以内 ・償還期間 12 か月 ・貸付利子 無利子 ・連帯保証人 必要

9. 基金運営事業（本年度予算額 20,331千円 前年度 31千円）

□市民福祉基金運営事業【R4 予算 20,330千円】

事業名等	内 容
(1) 市民福祉基金	地域福祉の振興、在宅福祉の充実、災害対策に関する事業の財源として活用します。 ○預入先 市内各銀行、信用金庫、農協 等

□運営基金運営事業【R4 予算 1千円】

事業名等	内 容
(1) 運営基金	介護保険事業等の安定運営のための財源として活用します。 ○預入先 市内信用金庫